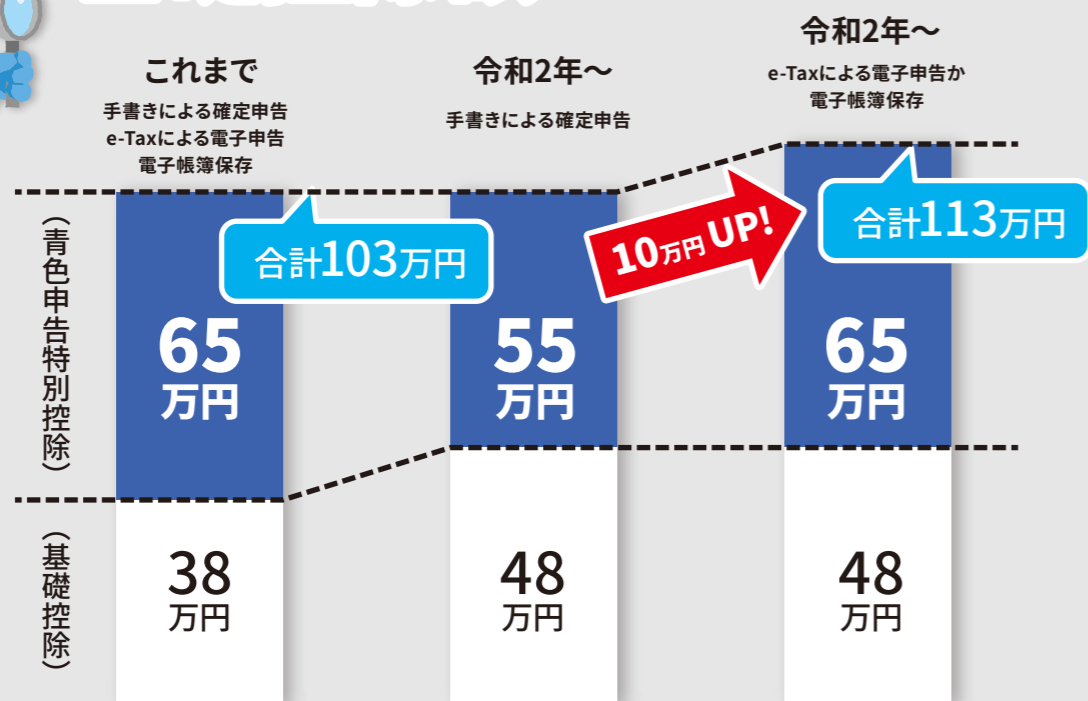


令和2年分の所得税確定申告から 青色申告特別控除額 基礎控除額 **が変わります!!**



改正1

* 個人事業の所得税について

- 青色申告特別控除額が変わります。
(現行65万円⇒**改正後55万円**)
- 基礎控除額が変わります。
(現行38万円⇒**改正後48万円**)

改正2

* 「ブルーリターンA」を使用して

- ・e-Taxによる電子申告
 - ・電子帳簿保存
- のどちらかを行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除を受けられます。

鹿児島青色申告会の対応は...

例年通りに申告すると控除額が減額されてしまうかも?
詳細は事務局へお問い合わせ下さい!

ブルーリターンAを ご利用の方

会主催の確定申告申告個別相談会にて**電子申告することで、例年通り65万円控除**を受けることができます。

他社会計ソフトを ご利用の方

2020年**9月29日までに電子帳簿保存の申請書を税務署に届ける必要**があります。

手書き記帳の方

「ブルーリターンA」を導入して確定申告を行うか、他社会計ソフトを導入して2020年**9月29日までに電子帳簿保存の申請書を届ける必要**があります。



手書き記帳の方も会計ソフト「ブルーリターンA」を導入することで、**65万控除を全額受けることができます。**購入ご希望の方は事務局まで

青空通信

一般社団法人鹿児島青色申告会

発行元 一般社団法人鹿児島青色申告会
編集 広報委員会
〒892-0821
鹿児島市名山町9-1県産業会館3階
電話:099-223-1411
FAX:099-227-0227
E-mail:kagoshima_airo@yahoo.co.jp
URL: https://www.kagoshima-airo.com/

2020
vol.68

家賃支援給付金 (7/14より申請開始しました。)

上限
300万円

■ 家賃支援給付金とは

感染症拡大により特に大きな影響を受ける個人事業者に対して、地代家賃の負担軽減を目的として給付する支援金。

■ 支給対象者

- 2019年12月31日以前から事業収入を得ているフリーランスを含む個人事業主。
- 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のいずれかにあてはまること。
 - いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている

■ 給付額

- 申請日の直前1か月以内に支払った賃貸を給付額計算の基礎金額として、基礎金額(上限300万円)を6倍した金額を給付します。
- 給付額の計算方法
申請時の直前1ヶ月の支払賃料×2/3×6 (※支払月額により例外があります。)

■ 申請期限

2020年7月14日から2021年1月15日まで

申請方法

パソコンやスマートフォンで持続化給付金ホームページにアクセスしてweb上での申請手続きを行う。完全予約制の申請支援を行う窓口も順次設置。

■ 申請に必要な書類を準備しましょう

① 2019年の確定申告書類の控え

- ・決算書の1面、2面
- ・確定申告書の1面

② (個人事業者の)身分証明書の写し

- ・運転免許証 (表面、裏面)
- ・マイナンバーカード
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住権証明書
- ・外国人登録証明書

③ 売上減少となった月の売上台帳の写し

④ 通帳の写し

- ・表紙
- ・1、2ページ

⑤ 自署の誓約書

⑥ 賃貸借契約書の写し

⑦ 直前3ヶ月の賃料の支払実績が分かる書類の写し

※このほかの書類が必要になる場合もあります。

家賃支援給付金
Webサイト



<https://yachin-shien.go.jp/>

駐車場の契約や、
自宅兼事務所の場合でも
家賃給付金の対象に
なります!



2020年7月15日より
申請サポート会場がオープン



<https://yachin-shien.go.jp/news/01/index.html>

AOSHIN Vol.68 目次

- P1.家賃支援給付金
- P2.持続化給付金
- P3.鹿児島市事業継続支援金
- P.4令和2年分の所得確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!

持続化給付金 (対象者の要件が緩和されました。)

■ 持続化給付金とは

感染症拡大により特に大きな影響を受ける個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧にいただくため、事業全般に広く使える給付金。

■ 支給対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している者。
- (2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを営む個人事業者。
- (3) 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人。
- (4) 2019年に新規開業した事業者
- (5) 2020年の1月から3月までに新規開業した事業者
- (6) 雇用契約によらない事業収入を雑所得か給与所得で申告しているフリーランスの事業者

■ 給付額

- ① 法人は上限 **200万円** 個人事業者は上限 **100万円**
- ② 給付額の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比△50%月の売上×12ヶ月)

■ 申請期限

2020年5月1日から2021年1月15日まで

申請方法

WEB上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援を行う窓口を順次設置予定。

1. まずは申請に必要な書類を準備しましょう。

① 2019年の確定申告書類の控え

- ・決算書の1面、2面
- ・確定申告書の1面

② (個人事業者の)身分証明書の写し

- ・運転免許証(表面、裏面)
- ・マイナンバーカード
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住権証明書
- ・外国人登録証明書



③ 売上減少となった月の売上台帳の写し

④ 通帳の写し

- ・表紙
- ・1、2ページ

⑤ 開業届 (2019年から2020年3月までに開業した対象者のみ)

※このほかの書類が必要になる場合もあります。

メモ
2020年3月までに新規開業した事業者や、雑所得か給与所得で申告していたフリーランスの方も申請対象になりました!



パソコンでも
スマホでも
申請できます



2. 持続化給付金の申請をしましょう。

持続化給付金の申請手順

① 持続化給付金ホームページへアクセス!

持続化給付金 検索

② 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力[仮登録]

③ 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ

④ ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます。

- ・基本情報...
法人・個人の基本事項と、ご連絡先
- ・売上額...
入力すると申請金額が自動計算されます。
- ・口座情報...
[通帳の写し]をアップロードします。
をそれぞれ入力します。

持続化給付金の
申請用Webサイト



<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

⑤ 必要書類を添付

- ・2019年の確定申告書類の控え
- ・売上減少となった月の売上台帳の写し
- ・身分証明書の写し(個人事業者の場合)
※スマホなどの写真画像でもOK

⑥ 申請

▶ **申請する**

(02:00-03:00はシステムメンテナンスのため申請できません)

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、
メールとマイページへ通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送
ご登録の口座に入金

鹿児島市事業継続支援金 (対象を全事業者に拡大、締め切りが延長されました。)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている鹿児島市内の中小、小規模事業者の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に使える支援金(上限30万円)

上限
30万円

■ 支給対象者

全業種(第1次、第2次、第3次産業)

■ 給付要件

- ・2020年2月29日以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること
- ・3月、4月、5月のいずれかの1か月の売上が前年同月比に比して**20%以上50%未満減少していること**

■ 実施時期(予定)

2020年8月31日(月)まで

■ 申請方法

原則、郵送での受付。

申請に必要な書類

- ・申請書(様式あり)
- ・誓約書(様式あり)
- ・申請書類確認チェックリスト(様式あり)
- ・確定申告書の控え(写し)
- ・2020年3月、4月、5月の月間売上がわかるもの
- ・事業概要がわかるもの(定款、営業許可証等)
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・本人確認資料(個人事業者のみ)



対象事業者を全業種に拡大、8月31日(月)まで
締切が延長されました!